

大麻生小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、絶対に許されるものではありません。常にいじめられている子供の立場に立ち、いじめの防止、早期解決に全力をあげて学校全体で取り組む必要があります。いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害です。このようないじめを防止し、次代を担う子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることは、すべての学校の役割であり、責務です。

3 いじめの防止に向けた方針

いじめを防止するために、社会全体がいじめを起こさない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、学校で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

【 市として 】

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- (2) いじめの防止等に関係する機関との連携、連絡調整及び調査を実施する組織を設定し、いじめ防止や早期発見、再発防止に努め、具体的な施策を実施する。
- (3) 児童等が安心して生活できるように、いじめ防止等に向けて必要な啓発を行う。
- (4) いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (5) 学校に対して、いじめの防止等に適切に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

【 学校として 】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を最後まで守り抜くこと、いじめている子供には毅然として指導していくことを表明し、いじめの実態把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (4) 相談窓口を明確に示すとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

【 児童として 】

- (1) いじめを自分自身の問題として捉え、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるとともに、日ごろから他者に対しては思いやりの心を持って接する。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、周囲の人（友達、親、先生）に積極的に伝えたり、相談したりする。
- (3) 児童会を中心に、「いじめ撲滅」に徹底的に取り組む。

【 保護者として 】

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、児童等がいじめを行うことがないように、規範意識や他人を思いやる心を養うように努める。
- (2) 児童等がいじめを受けた場合には、いじめから保護する。
- (3) いじめを発見したとき、またはいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校等に情報を提供する。
- (4) 学校や教育委員会等が行ういじめ防止等のための取組に積極的に参加・協力するように努める。

【 市民及び市内で活動する事業者として 】

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、いじめを発見したとき、またはいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校または市に情報提供する。
- (2) 「市民等」は、声かけを行うなど、日ごろから児童等とふれあう機会を大切にし、児童等を見守るとともに、地域行事等で児童等が主体的に参加できる環境づくりに努める。

大麻生小学校 いじめ防止アンケート年間計画

	主 な 内 容		主 な 内 容
4月	・年間指導計画立案 ・口答による児童の様子調査	10月	○いじめ実態調査（児童④） 調査実施と問題解消への指導
5月	○いじめ実態調査（児童①） 調査実施と問題解消への指導	11月	○いじめ実態調査（児童⑤）（保護者） 調査実施と問題解消への指導 ・いじめ防止啓発月間
6月	○いじめ実態調査（児童②） 調査実施と問題解消への指導	12月	・冬休みの生活指導 ・冬季休業中の補導巡視 ★「麻っ子よい子の約束」自己評価②
7月	・夏休みの生活指導 ・夏季休業中の補導巡視 ★「麻っ子よい子の約束」自己評価①	1月	○いじめ実態調査（児童⑥） 調査実施と問題解消への指導 ・体罰アンケート（児童・保護者）
8月	↓	2月	○いじめ実態調査（児童⑦）（保護者） 調査実施と問題解消への指導 ★「麻っ子よい子の約束」自己評価③
9月	○いじめ実態調査（児童③） 調査実施と問題解消への指導	3月	・平成31年度経営計画作成 ・春休みの生活指導 ・次年度に児童引継ぎ（PCに入力）
<p>○ 生徒指導学校訪問（年2回） ○ 大麻生中学校区生徒指導連絡協議会（年2回） ○ 月初めの一斉下校時に「今月の目標」について職員が交代で話をする。</p>			

2 「麻っ子よい子の約束」アンケート

麻っこよい子「12のやくそく」（1～3年）

ねん くみ ()

1	つうがくはんの あつまるじこくをまもります。	
2	じかんになったら はやくせきにつきます。	
3	くつばこのくつの かかとをそろえます。	
4	つくえやロッカーのなか、フックのにもつをせいりします。	
5	元気よく あいさつをします。	
6	名前をよばれたら「はい」と元気にへんじをし、「です」「ます。」をつけてはっきりいいます。	
7	たのしいまいにちをすごします。	
8	「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおにいいます。	
9	つぎのじかんのよういをしてから 休みじかんにします。	
10	正しいしせいで かいたり きいたりし、大きな声ではっぴょうします。	
11	みんなでいどうするときは、しずかに右側を通ります。	
12	むごんせいそうをします。	

◎よくできた ○できた △がんばろう

